

## 西脇市環境基本計画策定方針について

### 1 環境基本計画策定の背景

本市では、この10年間、平成23年度に策定した西脇市環境基本計画（以下「現行計画」という。）に基づき、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」づくりを進め、環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築し、本市の自然に恵まれた環境をより良いものとして将来の世代に確実に引き継ぐため、市民・事業者・行政が協働し、環境保全及び創造の取組を進めてきました。

しなしながら、私たちの社会は、地球温暖化等に伴う気候変動の顕在化や資源の有効利用、森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害、生物多様性の保全などの「環境の課題」、少子高齢化や人口減少などの「社会の課題」、地域経済の疲弊やI・O・T等の技術革新への対応などの「経済の課題」が相互に関わりあい、複雑化した課題を抱えています。

そのため、これらの課題を解決するには、私たち一人ひとりの環境に対するこれまで以上の高い関心と、環境に加えて、経済・社会もあわせた統合的な向上が求められています。

このような中、現行計画は、令和2年度をもって終了することから、新たな環境基本計画を策定することとなりました。なお、本計画は、西脇市の環境をまもる条例に掲げる基本方針に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する施策を、また、市民がそれぞれ配慮すべき事項をとりまとめるものであり、環境の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものです。

### 2 策定に当たっての基本的な考え方

(1) 「環境・経済・社会」の統合的な向上を目指した大きな方向性を示す計画とします。

参考資料：【参考①～②】

- ・ 国では第5次環境基本計画（H30）が策定されるとともに、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の取組が国をはじめ、先行自治体においてはスタートしつつあります。
- ・ 本市では、現行計画にも「環境経済」をひとつの柱として掲げてきました。計画策定に当たっても、「環境」と「経済」「社会」を分けて考えず、分野横断的に持続可能な地域づくりを目指す計画とします。
- ・ なお、関連する個別計画が数多くあることから、環境基本計画では、ここ10年間の大きな方向性を示す計画とし、具体的な事業や取組等については、各個別計画と連携を図りながら進めます。

(2) 時代の転換期（SDGsや地域循環共生圏、気候変動影響の顕在化等の新たな課題や生物多様性保全等）に即した計画とします。 **参考資料：【参考③～⑤】**

- ・ 国でも気候変動適応法の制定や暮らしの中でも気候変動の影響が顕在化しつつあり、今回の計画策定においても検討を行う必要があります。また、パリ協定を契機とした、脱炭素社会への転換、プラスチックに関する問題や食品ロス、生態系を活かした減災・防災の取組やグリーンインフラ等、近年関心が高まっている課題についても検討を行います。
- ・ 本計画は、大きな方向性を示す計画ですが、本市において個別計画がない計画（生物多様性地域戦略等）については、本計画の関連する目標の柱の中への位置づけを検討します。

(3) 市民・事業者・行政の次の一歩につながる計画とします。

**参考資料：【参考⑥、⑦】**

- ・ 環境に関する取組は、各部署での施策や市民・事業者の自発的な取組の中でも展開されています。
- ・ また、SDGsやパリ協定等を受け、市民・事業者の環境への関心も高まりつつあるとともに、環境教育についても、体験学習から幅広い実践的人材づくりの取組へ次の展開に移りつつあります。市民・事業者・行政のそれぞれが主体となった計画とすることで、自分ごととして感じられる、各主体の次の一歩につながる計画とします。

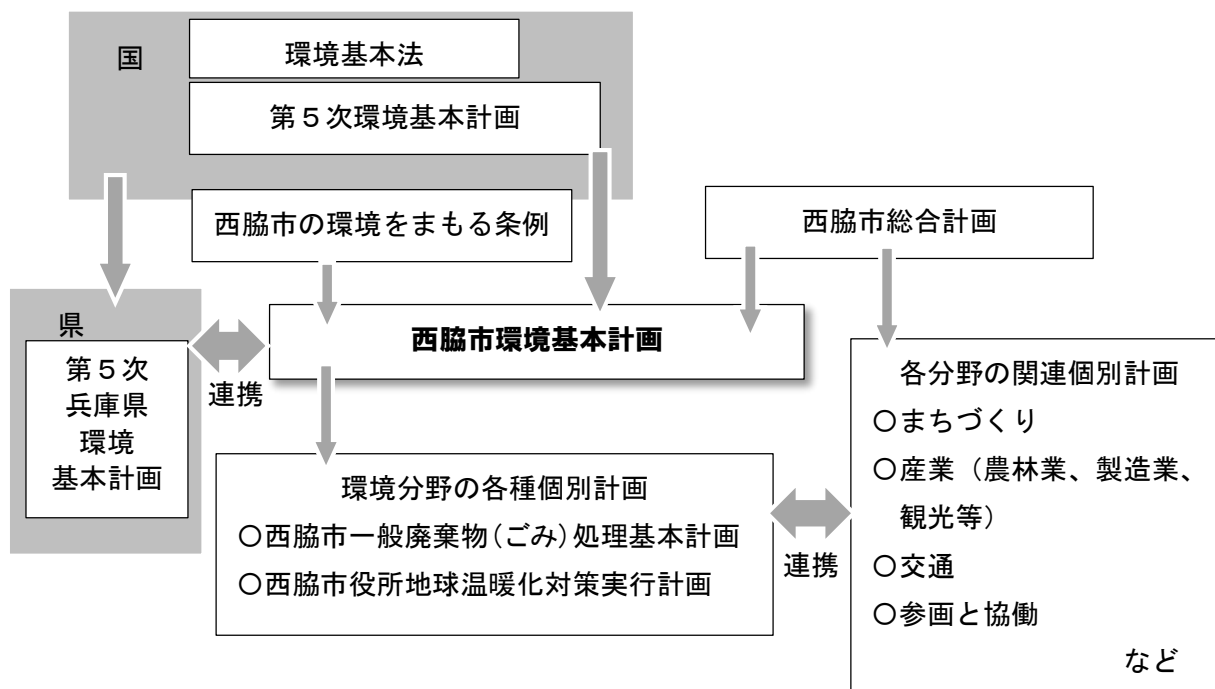
(4) 進行管理を共有しやすい計画とします。

- ・ 環境の分野は多岐にわたり、数多くの施策・事業が展開されていくことから、効率的・効果的な進捗把握及び改善に向けた仕組みづくりが重要となります。
- ・ 上位計画である総合計画の指標や個別計画等と整合を図るとともに、指標については、代表指標等を設定するなど市民・事業者等と共有しやすい計画とします。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、西脇市の環境をまもる条例第28条の規定に基づき策定するものです。また、本市の最上位計画である「西脇市総合計画」の将来像を環境面から実現するためのものです。

なお、本計画は環境に関する大きな方向性を示すものであり、具体的な取組については、各種個別計画と連携を図り、環境の保全と創造を目指します。



#### 4 計画の期間

本計画は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間とし、概ね5年後を目途に見直しを行うこととします。

なお、関係法令の改正、社会経済に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

#### 5 計画の主体と役割

本市の望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者、市が自分ごととして、それぞれが取り組むことが重要です。本計画の主体は、市民、事業者、市の三者であり、それぞれの役割に応じて、協働・連携による取組を進めていきます。

市民	西脇市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者
事業者	西脇市内で事業を営むもの
市	西脇市（必要に応じて、北播磨清掃事務組合、西脇多可行政事務組合等、市に関わる行政機関）

## 6 計画の対象地域

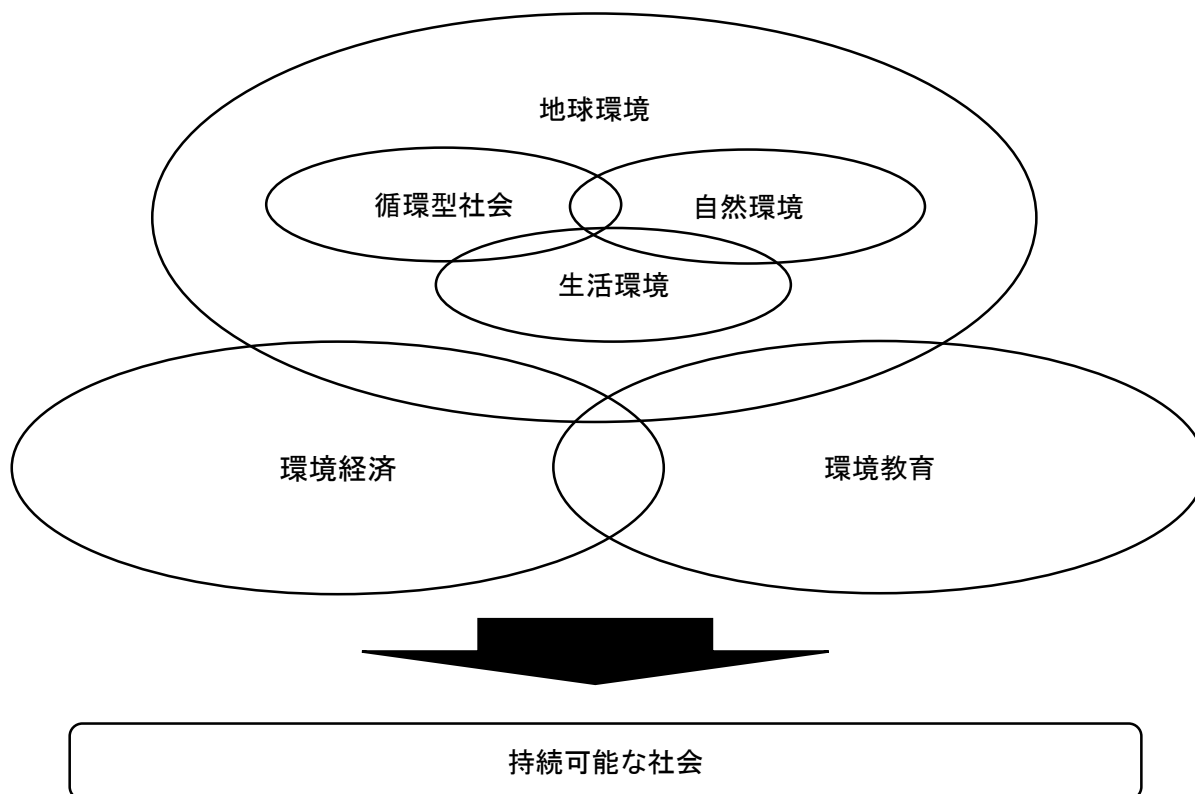
本計画の対象とする地域は、西脇市全域とします。

ただし、市域を越えて広域的、または流域的に取り組む必要があること（大気、水、森林をはじめ地球環境に関わる問題など）については、関係自治体、兵庫県及び国とも連携を図り取り組んでいきます。

## 7 計画の対象範囲

本計画が対象とする範囲は下記のとおりです。

分野	環境要素
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、交通、緑化、防災 ほか
循環型社会	ごみの減量化、廃棄物資源リサイクル、廃棄物処理 ほか
自然環境	動植物の生態系、農地、里山、森林、川、ため池 ほか
地球環境	地球温暖化の防止、気候変動への適応、再生可能エネルギー、省エネルギー ほか
環境経済	環境ビジネスの創出、雇用創出、地産地消、環境観光産業 ほか
環境教育	環境教育・環境学習、環境保全活動 ほか



8 全体構成イメージ（目次構成（案））

現行計画の章立てを基本とします。基本目標は、現行計画の6本の柱を基本とし、社会情勢、市民アンケート結果やヒアリング等からの現状を踏まえて、具体的な施策の検討を行います。

現行計画

<p>第1章 計画の基本的事項</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>2 計画策定の趣旨と視点</p> <p>3 計画の位置づけ</p> <p>4 計画の期間</p> <p>5 計画の主体と役割</p> <p>6 計画の対象地域</p> <p>7 計画の対象範囲</p>
<p>第2章 環境の現状と課題</p> <p>1 生活環境の現状と課題</p> <p>2 循環型社会の現状と課題</p> <p>3 自然環境の現状と課題</p> <p>4 地球環境の現状と課題</p> <p>5 環境経済の現状と課題</p> <p>6 環境教育の現状と課題</p>
<p>第3章 望ましい環境像及び基本目標</p> <p>1 市の都市像と将来像</p> <p>2 市の望ましい環境像</p> <p>3 基本目標</p> <p>4 施策展開の基本方向</p>
<p>第4章 基本方向と具体的施策の展開</p> <p>基本目標1～基本目標6</p>
<p>第5章 計画の推進体制</p> <p>1 計画の推進体制</p> <p>2 計画の進行管理</p>
<p>資料編</p>

改定（案）

<p>第1章 計画の基本的事項</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>2 計画策定の視点</p> <p>3 計画の位置づけ</p> <p>4 計画の期間</p> <p>5 計画の主体と役割</p> <p>6 計画の対象地域</p> <p>7 計画の対象範囲</p>
<p>第2章 環境の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6つの柱別に現状と課題を整理する。</li> <li>・ 1つの柱について、見開き1ページ程度のボリュームで要点を本編に記載する。</li> <li>・ グラフ等データは資料編とする。</li> </ul>
<p>第3章 望ましい環境像及び基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の目次を基本に改定を行う。</li> </ul>
<p>第4章 基本方向と具体的施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標値については、柱ごとに代表指標を設定し、そのほかは関連指標として位置づけを整理する。</li> </ul>
<p>第5章 計画の推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進事例等を参考に検討する。</li> </ul>